

奈良県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年五月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第一号

奈良県議会委員会条例の一部を改正する条例

奈良県議会委員会条例（昭和三十一年八月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「文教くらし委員会 九名」を「文教くらし委員会 八名」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。